

こどもまんなか
こども家庭庁



こども・子育て
世帯を応援!

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
※令和6年10月分から拡充
こども家庭課／内線3234・3235

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
※令和7年度から実施
お勤めの職場にご確認ください。

育児期間中の国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
※令和8年10月分から実施
市民課／内線2763・2764

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
※令和7年度から制度化
こども家庭課／内線3731・3732

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
※令和7年度から実施
お勤めの職場にご確認ください。

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間／月の利用が可能です。
※令和7年度から実施
こども政策課／内線3411
保育こども園課／内線3342

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には令和8年度から、国民健康保険税と合わせて徴収する
子ども・子育て支援金が充てられます。



← 子ども・子育て支援金については、裏面に詳細があります。

宜野湾市役所 098-893-4411 (代表)

※ご提案時の校正紙は、実際の印刷とは紙質等が異なるため、仕上がり時の色合いと異なる場合がございます。

子ども・子育て支援金制度の納付がはじまります。

令和8年度より子ども・子育て支援金制度の運営のために国民健康保険税から「子ども・子育て支援金」のご負担をお願いすることとなりました。
ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

子ども・子育て支援金の保険税(令和8年度)

徴収開始時期は令和8年度の当初納付通知書でご案内いたします。

※国民健康保険税とあわせて徴収します。

宜野湾市の子ども・子育て支援金に係る保険税は所得割0.27%(*限度額は3万円です)、
均等割1,200円、平等割800円になります。

※均等割1,200円には18歳以上均等割100円を含んでいます。

※こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代)については均等割額が全額軽減されます。

【問合せ】国民健康保険課 保険税係 098-893-4426

もっと知りたい!

子ども・子育て支援金制度 Q&A

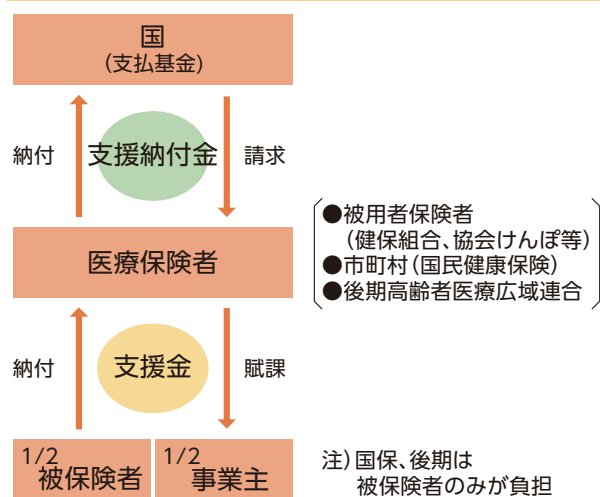
Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 子ども・子育て支援金制度は、令和8年度より医療保険の保険税(料)とあわせて支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの?

A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

支援金の徴収の流れ

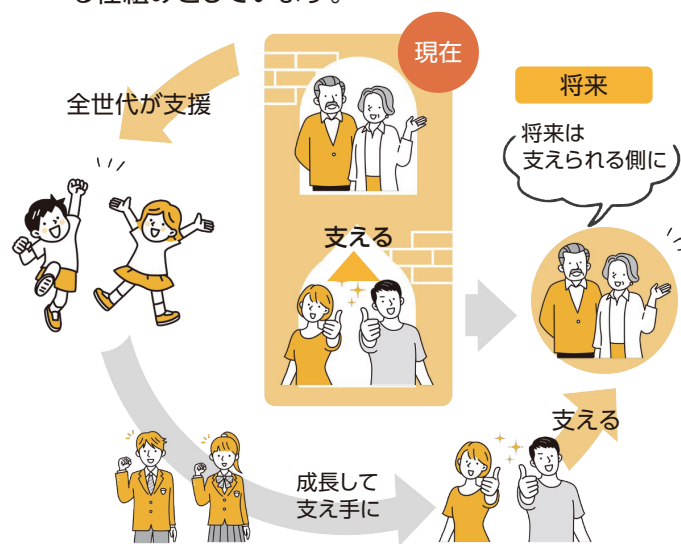


Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」



お問い合わせ窓口 こども家庭庁コールセンター 0120-303-272 (受付時間 平日9時から18時)